

申請事項記載書

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～2 略 3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 商業動態統計調査は、<u>甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。</u>各調査の属性的範囲は、以下のとおり。 ① 略 ② 乙調査 日本標準産業分類に掲げる中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業（細分類5598－代理商、仲立業を除く。）まで、小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業及び小分類605－燃料小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの（3の（2）の①、<u>3の（2）の③</u>に	1～2 略 3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 商業動態統計調査は、<u>甲調査、乙調査、丙調査及び丁調査とする。</u>各調査の属性的範囲は、以下のとおり。 ① 略 ② 乙調査 日本標準産業分類に掲げる中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業（細分類5598－代理商、仲立業を除く。）まで、小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業及び小分類605－燃料小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの（3の（2）の①及び3の（2）の③	○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。

規定するもの及び<u>3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所</u>を除く。）並びに日本標準産業分類に掲げる中分類56－各種商品小売業から中分類61－無店舗小売業まで（小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業及び小分類605－燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者20人以上のもの（3の（2）の③に規定するもの及び<u>3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所</u>を除く。）であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者19人以下のもの（<u>3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。</u>）であって経済産業大臣が指定する地域に存在するもの。 ③ 丙調査 日本標準産業分類に掲げる中分類56－各種商品小売業から中分類60－その他の小売業までに属する事業所のうち従業者50人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの（<u>3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。</u>）。 ④ 丁1調査 日本標準産業分類に掲げる細分類5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する	に規定するものを除く。）並びに日本標準産業分類に掲げる中分類56－各種商品小売業から中分類61－無店舗小売業まで（小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業及び小分類605－燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者20人以上のもの（3の（2）の③に規定するものを除く。）であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者19人以下のものであって経済産業大臣が指定する地域に存在するもの。 ③ 丙調査 日本標準産業分類に掲げる中分類56－各種商品小売業から中分類60－その他の小売業までに属する事業所のうち従業者50人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの。 ④ 丁調査 日本標準産業分類に掲げる細分類5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属す	○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。
---	--	---

事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち500店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。 ⑤ <u>丁2調査</u> <u>日本標準産業分類に掲げる細分類5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。</u> ⑥ <u>丁3調査</u> <u>日本標準産業分類に掲げる細分類6031－ドラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。</u> ⑦ <u>丁4調査</u> <u>日本標準産業分類に掲げる細分類6091－ホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。</u> 4 報告を求める者	る事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち500店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。 4 報告を求める者	○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。
---	---	--

(1) 数：約<u>18,000</u>事業所又は企業 標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約<u>141</u>万事業所（<u>平成24年経済センサス-活動調査</u>） (2) 選定の方法（□全数 ■無作為抽出 ■<u>有意抽出</u>） 「商業動態統計調査に関する標本設計<u>等</u>」参照 (3) 報告義務者 略 1) 略 2) 略 3) <u>電磁的記録</u>による提出 報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、<u>電磁的記録</u>に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査企業の報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を<u>別表第10</u>に規定する調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。	(1) 数：約<u>18,300</u>事業所 標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約<u>147</u>万事業所（<u>平成19年商業統計調査</u>） (2) 選定の方法（□全数 ■無作為抽出 □<u>有意抽出</u>） 「商業動態統計調査に関する標本設計」参照 (3) 報告義務者 略 1) 略 2) 略 3) <u>フレキシブルディスク</u>による提出 報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、<u>フレキシブルディスク</u>に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査企業の報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を<u>別表7</u>に規定する調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。	○母集団を平成24年経済センサス-活動調査に変更することに伴い修正する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより、当該調査の有意抽出の選定方法を追加する（別添1参照）。 ○記録媒体を実態に合わせて修正する。
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（<u>詳細は別表第1から9を参照</u>） 1) 略 2) 略 3) 略 4) <u>丁1調査</u>は、次に掲げる事項について行う。	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 1) 略 2) 略 3) 略 4) <u>丁調査</u>は、次に掲げる事項について行う。	○専門量販店販売統計調査の組み入れ等により修正する（別添4参照）。 ○別表第1～9に係る記述を追加。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更

①～④ 略 <u>5) 丁2調査、丁3調査、丁4調査は、次に掲げる事項について行う。</u> ① <u>企業名</u> ② <u>商品販売額</u> ③ <u>店舗数</u> ④ <u>商品手持額</u> (2) 基準となる期日又は期間 商業動態統計調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、<u>丁2調査、丁3調査及び丁4調査</u>の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者 丙、<u>丁1、丁2、丁3及び丁4調査</u>：経済産業省－報告者 (2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 1) 略	①～④ 略 (2) 基準となる期日又は期間 商業動態統計調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査及び丙調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者 丙及び<u>丁調査</u>：経済産業省－報告者 (2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 1) 略	する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。
---	---	---

2) 略 3) オンライン調査 経済産業省は、甲、乙、丙、<u>丁1、丁2、丁3及び丁4</u>調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。 7 報告を求める期間 (1) 略 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ① 略 ② 丙、<u>丁1、丁2、丁3及び丁4</u>調査の提出期限は、調査月の翌月の15日 8 集計事項 <u>次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙のとおり。</u> <u>①商業販売に関する事項</u> <u>②大規模卸売店販売に関する事項</u> <u>③百貨店・スーパー販売に関する事項</u> <u>④コンビニエンスストア販売に関する事項</u> <u>⑤家電大型専門店販売に関する事項</u>	2) 略 3) オンライン調査 経済産業省は、甲、乙、丙及び<u>丁</u>調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。 7 報告を求める期間 (1) 略 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ① 略 ② 丙及び<u>丁</u>調査の提出期限は、調査月の翌月の15日 8 集計事項 <u>(1) 商業販売統計速報</u> <u>・業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>・業種別商業販売額指数</u> <u>・大規模卸売店商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>・卸売業、小売業別期末商品手持額(四半期毎) (注)</u> <u>・大型小売店業態別、商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比</u>	○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより変更する。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れにより、別紙に詳細を掲載する。なお、変更点は別添2のとおり。
---	---	--

<u>⑥ドラッグストア販売に関する事項</u> <u>⑦ホームセンター販売に関する事項</u>	・ <u>大型小売店業態別、商品別販売額指数</u> ・ <u>大型小売店業態別、経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額</u> ・ <u>大型小売店業態別、経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比</u> ・ <u>大型小売店業態別、都道府県別販売額及び前年同月比</u> ・ <u>コンビニエンスストア商品別販売額等及び前年（同月）比</u> <u>(注) 卸売業は大規模卸売店、小売業は大型小売店の期末商品手持額である。公表は四半期末（3月、6月、9月及び12月）ごと。</u> <u>(2) 商業販売統計月報</u> <u>第1部 商業販売</u> <u>第1表 業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>第2表 業種別商業販売額指数〔原指数及び前年(同期、同月)比、季節調整済指数及び前期(月)比〕</u> <u>第2部 大規模卸売店販売</u> <u>第1表 商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>第2表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比</u> <u>第3部 大型小売店販売</u> <u>第1表 業態別、商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>第2表 業態別、商品別販売額指数〔原指数及び前年(同</u>	
---	--	--

	<u>期、同月)比、季節調整済指数及び前期(月)比]</u> <u>第3表 業態別、都道府県別販売額前年(度、同期、同月)比</u> <u>第4表 業態別、都道府県別、商品別販売額等</u> <u>第5表 (1)業態別、経済産業局別販売額</u> <u>(2)業態別、経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比</u> <u>第6表 (1)業態別、東京特別区・政令指定都市別販売額</u> <u>(2)業態別、東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比</u> <u>第7表 (1)業態別、経済産業局別商品別販売額等</u> <u>(2)業態別、東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等</u> <u>第8表 業態別、商品別期末商品手持額及び前年同期末比</u> <u>第9表 業態別、商品別在庫率及び前年同期末比</u> <u>第10表 業態別、都道府県別、商品別期末商品手持額</u> <u>第11表 業態別、経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額</u> <u>第4部 コンビニエンスストア販売</u> <u>第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比</u> <u>第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)</u>	
--	--	--

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット (経済産業省ホームページ及び総務省e-stat) 及び 印刷物又は閲覧に供する方法 (電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧) により公表する。

(2) 公表の期日

商業動態統計速報は、調査月の翌月下旬。

商業動態統計月報は、調査月の翌々月中旬。

10 略

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び <u>報告義務者提出の電磁的記録</u>	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	都道府県知事
<u>電磁的記録</u>	永年	経済産業大臣

比

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット及び 定期刊行物 により公表する。

(2) 公表の期日

商業販売統計速報は、調査月の翌月下旬。

商業販売統計月報は、調査月の翌々月中旬。

10 略

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び <u>フレキシブルディスク</u>	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	都道府県知事
<u>電磁的記録媒体</u>	永年	経済産業大臣

○公表方法の見直し及び記述の明確化により変更する。

○統計名称の見直しにより変更する。

○記録媒体を実態に合わるとともに、記述の明確化により変更する。

12 略 <u>別表第 1 ～ 9</u> <u>別表第 1 0</u>	12 略 <u>別表第 1 ～ 6</u> <u>別表第 7</u>	○専門量販店販売統計調査の組み入れ及び調査事項の変更により、所要の変更をする。変更部分は別添 3 参照。 ○専門量販店販売統計調査の組み入れ等により所定の変更をする。変更部分は別添 4 参照。
---	---	--